

議案第123号

静岡市生涯学習施設条例の一部改正について

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表中

「

静岡市三保生涯学習交流館	静岡市清水区三保1074番地の8
--------------	------------------

を

」

「

静岡市三保生涯学習交流館	静岡市清水区三保1077番地の1
--------------	------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年9月30日から施行する。